

失業給付の手続きを予定されている方へ

退職した事業所から離職票が届かない場合の 受給資格の仮決定手続きのご案内

雇用保険の失業給付の受給申込みは、原則として、初めてハローワークに離職票を提出し申込みを行った日から手続きが開始されます。

退職した事業所から離職票が届かない場合は？

離職票の交付が遅れている等のご事情があり、受給資格があると見込まれる場合には、受給申込みを仮で受付（受給資格の仮決定手続き）できる場合があります。

仮決定手続きを行っておくことで、後日離職票が交付され受給資格があると判断できた際に、仮決定手続きを行った日にさかのぼり、仮決定手続きを行った日から手続きが開始されたものとして手続きを進めることができます。

いつから仮決定手続きができるのでしょうか？

退職日の翌日から12日目以降（例：離職日が3月31日の場合、4月12日以降）からお手続き可能です。

ただし、閉庁日と重なった場合は、その翌開庁日にお手続き可能となります。



参考

右下の二次元コードもしくは以下のURLからご確認くださいませ。

大阪のハローワーク所在地一覧・連絡先等

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list.html>

Q&A ～労働者の皆様へ（基本手当、再就職手当）～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000139508.html>



ご注意ください！

受給申込みが遅れた場合、失業給付の支給が遅れるほか、受給期間により失業給付の受給ができなくなる可能性があります。ご不明な点があれば、お早めにハローワークへご相談ください。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 ・ 大阪労働局 ・ ハローワーク

LL070901大阪